広島診療情報勉強会 規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、広島診療情報勉強会と称する。

(平成13年11月より、広島医事業務勉強会より名称変更)

第2章 目的

(目的)

- 第2条 本会は、当該地域医療機関の医事課員、診療情報管理士並びに診療情報管理 に携わる者等が共に連携し、診療情報提供の環境作り及び会員の学術・実務的 な向上を図り、医療・保健・福祉分野において貢献できる人材になれるよう研 鑽することを目的とする。
- 第3条 本会は、平成27年4月1日より「日本診療情報管理学会」の認定団体として認定されており、診療情報管理士の技能・資質の向上を図るための生涯研修を行なうことを目的とする。

(活動・支援)

- 第4条 本会は前条の目的にしたがい、次のような活動・支援を行う。
 - 1 定例会・分科会等の開催
 - (1) 定例会は、1回/2月開催する。
 - (2) 分科会は、診療情報管理士の業務関連を中心とした内容で、3回/年以上 行う。
 - (3) 特別企画としてのセミナー等は、必要に応じて開催する。
 - (4)会場は、会長若しくは副会長の所属施設および、会員施設、その他公共施設等を利用する。
 - (5) 定例会および分科会の企画は、診療情報管理系、医事系の企画委員が案を 出し、役員会において年間計画を決定する。
 - 2 技術的な活動
 - (1) 医療の質向上に資する診療録の作成を目標とした、診療録管理体制及び医療情報システムの構築、運用、評価、さらに、これらのデータ分析、解析及びその利用方法の指導や支援
 - (2) 実務上の疑義解釈等、会員からの質問への回答やアドバイス
 - (3)業務に関する具体的な指導・アドバイス
 - (4) 患者・家族等への診療情報開示に関する、会員へのアドバイス
 - (5) 上記項目に関する資料等による、各種情報の提供

- 3 自己学習、研修の支援
 - (1) 資格取得後の自己研修、相互研修の場の提供
 - (2) 関連する諸学会、団体の研究会などとの連携の推進
 - (3) セミナーや各職種における研究会の開催
- 4 情報センターとしての活動
 - (1) 診療・介護報酬請求事務、診療情報管理士等の業務内容,勤務状況など,各 地域の状況調査と把握
 - (2) 会員相互の交流
 - (3) 求人情報の紹介、その他の福利・厚生活動
- 5 対外的な活動
 - (1)診療・介護報酬、診療情報管理に携わる者を代表する団体としての各種の 対外的及び社会的な活動
 - (2) 診療情報管理士等の専門職としての地位確立と業務基盤の整備,確立、普及のためのアピール
 - (3)診療・介護情報を中核とした情報及び医療・保健・福祉政策への対応等のアピール
- 6 機関誌の発行、専門誌への寄稿等
 - (1) 本会活動の会員への周知、関係者への広報
 - (2) 本会と会員ならびに会員相互間のコミュニケーションの場の提供

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する次の者とする。

1 正会員 診療・介護報酬請求業務、診療情報管理業務あるいは医療経営等に携 わる者、この分野に関心がある者

> 尚、正会員は団体会員と個人会員に分けられ、下記のように分類される 1)団体会員・・医療機関単位で加入・代表者を1名登録し、団体会員の 年会費を納める。

> > 団体会員の登録者以外の参加者は、会員として認められ、 勉強会毎に、参加費を納める。

- 2) 個人会員・・個人単位で加入・登録し、個人会員の年会費を納める。
- 3) 団体会員・代表者、個人会員の内、顧問(医師及び看護師で診療情報管理士にあるもの等)からは、会費の徴収はしない
- 2 賛助会員 本会の活動に協賛・協力する個人・法人または団体
- 3 名誉役員・会員

会の活動に功績があったと認められる者について役員会

が推薦する役員・会員(名誉役員・会員)からは年会費を徴収しない)

(入会)

第6条 本会に入会を希望するものは、所定の文書を事務局宛に提出し、承認を得る。 (退会)

第7条 退会は本人からの文書による申し出による。なお死亡または失踪、法人もしくは団体の解散の場合は退会したものとみなす。

次の各号に該当した者は、役員会の議決により退会を命ずることができる。

- (1) 本会の名誉を著しく傷つけた者
- (2) 会費の納入を1カ年以上怠った者

(会費)

第8条 会員は本会に対し、別に定めるところにより、年会費を納めるものとする。

第4章 役員

(役員)

第9条 本会に、次の役員をおく。

(1)会長1名(2)副会長2名

(3) 会計 2名

(4) 監査 2名

- (5) 企画委員(診療情報管理系・医事系) 若干名
- (6) 顧問 若干名
- (7)機関誌編集委員(診療情報管理系・医事系) 企画委員の中から若干名選出
- 2 役員の任期は4月1日より翌々年の3月31日までの2年間とする。ただし再 任を妨げない。

(会長)

- 第10条 会長は、本会を代表し、総会を主宰する。
 - 2 会長は役員の中から、役員会が選任し、総会の承認を受けるものとする。
 - 3 会長に事故ある場合は、副会長がその職務を代行する

(副会長)

- 第11条 副会長は、会長を補佐する。
 - 2 副会長は役員の中から会長が指名し、役員会の承認を受けるものとする。

(役員)

- 第12条 役員は本会の運営、会員の認定及び必要事項について協議し、会務を遂行 する。
 - 2 役員は会員の中から会長、副会長が選任し、総会の承認を受けるものとする。

(監査)

- 第13条 監査は本会の経理及び事業を監査し、その結果を総会に報告する。
 - 2 監査は会員の中から役員会が選任する。

第5章 会 議

(役員会)

- 第14条 会長は年1回以上役員会を召集する。
 - 2 役員会は役員の過半数の出席をもって成立する。

(総会)

- 第15条 会長は年1回総会を召集する。
 - 2 総会では本規約に定めた事項の他、次の事項について役員会の報告を受ける。
 - (1) 予算・決議の承認
 - (2) その他役員会において必要と認めた事項

(規約の変更)

第16条 本規約は、役員会の議決を経て、総会の承認により変更することができる。

第6章 事務局

(事務局)

- 第17条 本会に事務局をおく。
 - 2 事務局は本会の会務の遂行に必要な事務をおこなう。
 - 3 事務局は役員会の選任により、会員が委嘱する。

第7章 会 計

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第8章 雑 則

(雑則)

第19条 本規約の施行について必要な細則は、役員会の議決により別に定める。

附則

- 1. 本規約は平成9年 1月25日より施行する。
- 2. 本規約は平成13年11月1日に改訂施行する。
- 3. 本規約は平成25年4月1日に改訂施行する。
- 4. 本規約は平成26年8月1日に改訂施行する。
- 5. 本規約は平成27年4月1日に改訂施行する。

6. 本規約は平成29年4月1日に改訂施行する。

細則

(年会費)

第1条 会員の会費は、次のとおりとする。

正会員

1) 団体会員①施設代表者

六千円/年

②代表者以外の会員

五百円/名/回

2) 個人会員

三千円/年

賛助会員

一万円/口

会員以外

一千円/名

第2条 特別企画やセミナーの参加費は、適宜検討し決定する。

(謝礼等)

- 第3条 講師の謝礼等は、職業・職種および会員等の講演時間、内容により設定する。 尚、午後にかかる場合は、昼食を提供する。
 - 1 コンサルタント: 2 時間以上 100,000 円~150,000 円(交通費・宿泊等含む) ただし、諸事情を考慮し、上記金額に加算する場合もある。
 - 2 医 師 : 1.5 時間以上 30,000 円
 - 3 その他職種:1.5時間以上 20,000円
 - 4 全 職 種:1時間以上1.5時間未満 10,000円
 - 5 演習支援者等:参加者で演習支援者は、参加費を無料とする。
 - 6 受付係り等:3時間以上の受付業務等を外部委託する場合は、以下のとおりと する。
 - ① 一般:10,000円/人
 - ② 学 生:2,000円/人
 - ③ 会 員:なし
 - 7 役 員:定例および臨時役員会の費用は、3,000円/人を徴収し、残金(上限 1,500円)は会が負担する。